3　引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

①制度の周知

・農作物共済制度と収入保険制度について、戸別訪問、チラシ、広報紙等で両制度の内容を充分に周知する。

・令和３年産までで一筆方式が廃止されることから、全相殺方式・災害収入共済方式等引受方式の内容と併せ組合員個々の選択可能な方式について周知する。

②補償の充実

・一筆方式の加入者について、水稲は全相殺方式（加入資格者）、麦は災害収入共済方式（加入資格者）での加入推進を行う。

③共済関係解除とならないための取組み

・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となることに留意し、掛金納入不能者が出ない取組みを行う。

④損害防止事業の実施

・水稲共済については、加入面積 10ha 以上の大型農家に対し、農薬経費の一部負担等を継続し、加入確保と新規の加入推進を図る。

(2) 家畜共済

①補償の充実

・有資格者全戸訪問を実施し、制度内容説明と保険設計プランを提示し、組合員の経営形態に合った引受及び補償の充実に努める。

②普及推進

・未加入農家全戸に戸別訪問を励行し、加入のメリットを十分に説明し引受けの拡大を図る。

③個体確認の徹底

・引受時の個体確認を徹底し、かつ家畜個体識別情報全国データベースと照合及び組合員に対し情報更新の徹底を図るよう周知し、正しい飼養状況の把握に努める。

(3) 果樹共済

①制度の周知

・うんしゅうみかん、はるみについて未加入者名簿をもとに、補償割合の選択肢等も含めて制度の周知と新規推進を行う。

(4) 畑作物共済

①引受推進

・大豆共済については、有資格者名簿をもとに加入推進を実施し、制度の周知を図るとともに、農業再生協議会と連携し、経営所得安定対策参加者の完全引受を行う。

・茶共済については、茶農協等ごとに茶共済および収入保険の説明会を開催し、農業保険への加入推進を実施する。

②補償の充実

・大豆共済については、補償充実の観点より全相殺方式（9 割補償）への移行を促し、補償の充実を目指す。

・茶共済については、補償充実の観点より継続加入推進時に、最高付保割合（80%）を選択していただくよう推進し、補償の充実を目指す。

(5) 園芸施設共済

①制度の周知

・パンフレットを有資格者全戸に配布し、制度内容を十分に周知する。

②補償の充実

・復旧費用、撤去費用を推進し補償の充実を図る。

③制度改正及び標準価額見直しの周知

・令和２年９月に改正された〔付保割合の引上げや小損害不填補の引下げ措置等〕及び令和３年４月の標準価額の見直しによる補償内容の充実について、有資格者全戸への訪問により周知及び加入推進に努める。

(6) 任意共済

建物共済

①補償の充実

・加入推進時に評価額（再取得価額）を提示した説明を行い、農家財産の完全補償に向けた共済金額の増額を推進する。また、小損害実損填補特約、臨時費用特約の推進を行う。

②付属建物の全棟加入

・未加入物件の多い納屋、倉庫、農作業場等についても、評価額（再取得価額）による適正補償金額を提示し、全棟加入及び増額加入を推進する。

③総合共済の引受拡大

・甚大化する自然災害に対処するため、総合共済の更なる周知と加入に向けての啓発を図り、農家財産の保全に努める。

④加入資格審査の実施

・新規引受及び継続加入時の加入資格審査を確実に実施、併せてそのチェック態勢を強化するとともに効率的チェック機能を確立する。

農機具共済

①担い手所有農機具の包括加入

・集落営農組織、認定農業者等（担い手）の所有並びに管理する農機具（機械）の包括的加入を重点的に推進する。

②販売店とタイアップした引受推進

・ＪＡ静岡経済連及び農機具販売店と連携する農機具フェア〔年１回開催〕の機会を活用し、制度周知とリスクヘッジの推進啓発活動を行う。加えて参加の販売店には、農機具購入者への共済制度周知・加入啓発支援を依頼する。

③適正引受の励行

・引受時において、機種確認時に記録写真を撮影し、引受誤りの未然防止に努めるとともに、加入者に対し遅滞のない異動通知を徹底し、適正引受に繋げる。

(7) 収入保険制度に係る対応

①収入保険普及推進協議会による構成組織と一体的な推進活動の実施

②生産部会等への情報提供並びに推進協力を依頼し、情報の把握・収集並びに顧客リストの整備・活用による推進活動の効率化。

③法人等の開始事業年度の把握と確実な推進態勢の確立

④試算結果に基づく加入プランの提示など丁寧な推進活動の取組み

⑥ 加入推進を補完する職員研修の実施

⑦ ホームページ、広報紙、チラシ等を活用した積極的な普及活動の実施

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

①水稲の被害申告

・県病害虫防除所や JA など関係機関の協力を得て病害虫の発生状況を確認し、組合員（農家）への情報提供に努めると同時に、収穫前の被害申告を促す等の周知を図る。

②獣害軽減対策

・恒常的な獣害(猪、鹿等)被害に対し、被害の軽減対策が施されていない圃場には、損害評価時に分割評価をすることにより加入者間の公平を期す。

③損害評価研修会の開催

・職員を対象に損害評価研修会を実施し、適正な評価の徹底を図る。

(2) 家畜共済

①死廃事故発生時の速やかな損害認定と共済金の早期支払い

・死廃事故発生時には、組合員に遅滞なく事故通知をさせるとともに、獣医師の診療（検案）を求めさせる。また、遅滞なく現地において損害認定を行うとともに共済金の早期支払いに努める。

②病傷事故審査の徹底

・病傷事故審査においてはチェックリストに基づく審査を徹底し、必要がある場合には指定獣医師等に調査・確認を行う。

③診療業務の適正化指導

・嘱託及び指定獣医師に対し、不適正な診療及び診断書の遅延等の未然防止について、各種会議を通じて指導する。

(3) 果樹共済

①適正な基準収穫量の設定

・栽培実態に即した各指数の設定を行う。災害収入共済方式では、過去実績および近年の状況を勘案した伸び率の設定を行う。また、うんしゅうみかん半相殺一般方式では、隔年結果指数を適正に適用するため、関係機関等とともに着花状況調査を実施し情報収集を行う。

②被害状況の把握および損害通知の指導徹底

・現地調査および関係機関を通じて被害状況の把握を行う。また、加入農家に対して事故発生通知および損害通知の漏れがないよう、通知の送付等により徹底、迅速化を促す。

③分割評価の徹底

・果樹共済分割評価基準に基づき、適正な分割評価の実施を徹底する。

(4) 畑作物共済

①損害通知の励行

・組合員からの事故発生通知(特に発芽不能、早期の皆無)について、遅滞なく通知するよう圃場巡回時や文書での通知により周知する。

②損害評価研修会の開催

・職員を対象に損害評価研修会を実施し、適正な評価の徹底を図る。

(5) 園芸施設共済

①適正な損害評価を行うため、加入推進時にパンフレット等を活用し、迅速な被害発生通知を組合員に周知する。

②損害評価研修会の開催

・職員を対象に損害評価研修会を実施し、適正な損害評価の徹底を図る。

(6) 任意共済

建物共済

①共済金の早期支払い

・組合員に対し迅速な事故発生通知の徹底並びに必要書類（罹災証明、修理明細等）の早期提出を促し、共済金の早期支払いに努める。

②職員の損害評価技術の拡充

・頻発する自然災害、火災事故に対し、適確な損害評価を可能とするため、損害評価研修会を開催する。また、協会の主催する損害評価技術研修会に職員を派遣し、技術の習得をさせ、迅速な共済金支払いに努める。

農機具共済

①迅速な事故発生通知の徹底

・事故発生時における正確な事故状況の把握ができるように、加入者に対し迅速な事故発生通知及び必要手続きについて組合員への説明を徹底する。

②共済金の早期支払い

・事故審査必要書類の提出遅延、記載不備による支払遅延を防止するため、加入者に対して随時連絡を徹底し、共済金の早期支払いに努める。

(7) 農業経営収入保険制度

① 変更通知並びに事故発生通知の励行

加入者が営農計画の変更等があった場合には、速やかに通知するよう加入者に周知し、通知があった場合は、基準収入の変更の事務手続きを遅滞なく行う。

また、自然災害等通知対象事故が発生した際には、加入者から事故発生等を連絡するよう周知し、通知があった場合は、速やかに事故発生等受付簿を作成する。

② 損害評価の適正化

事故発生等通知の内容に応じ、現地確認が必要な事例（局地的な災害、獣害等）に関しては、適宜、被害状況の確認や加入者から農作業日誌の提供を受け、肥培管理等の確認を行う。

③ つなぎ資金の手続き

保険金等の支払いが見込まれ、加入者がつなぎ資金の借入れを希望する場合には、適切な説明及び迅速な手続きを行う。

5　損害防止事業の実施方策

農作物、家畜共済

①獣害対策

・市町鳥獣被害対策協議会からの申請により、電気牧柵等の獣害対策設置のための購入費用に対し協議会へ助成を行う。また獣害対策としてくくり罠を購入し貸し出しを行う。

②病虫害対策

・動力散布機、乗用草刈機の貸出し、および貸与を例年どおり行う。また、10ha以上の水稲大規模栽培農家へ防除薬剤あるいは防除薬剤引換券を配布しその一部を助成する。

・無人ヘリやドローンを使用しての病害虫防除のための空中散布費用の一部を助成する。

③水稲に係る倒伏防止対策

・倒伏防止対策として、溝切り機の貸し出しを行う。

④ 家畜共済に係る事業

・疾病傷害事故発生の上位にある生殖器病、泌乳器病について、特定損害防止事業として細菌検査、乳汁簡易検査を実施し、また、分娩後の定期的なチェックの結果を　受けて処置する。

6　家畜診療所の運営方針

家畜診療所の適正運営

① 獣医師の確保、医療器具・器機の配備及び整備、更新を計画的に行う。

② 損害防止事業の実施、ワクチン接種及び関係機関への協力により農家等との接点強化を図り、新たな診療先の獲得およびさらなる診療シェア拡大に取組む。

③ 研修会や講習会等に積極的に参加し、獣医師の先進的診療技術および資質の向上に努め、組合員との信頼関係を一層強化することで診療シェアの確保に努める。

7　執行体制の整備

ア　事務執行体制（態勢）の方向

組合の実施する農業保険は多くの国庫負担（税金）を伴う事業であり、その点からも農業者・組合員並びに社会一般からも理解を得る事務（業務）執行を行わなければならない。このため組合の全ての組織機構を通じて、農業者・組合員等の信頼を担保する組合運営を展開する。

概括に事務処理の円滑遂行には、適正・適切な執行（不祥事、不正等行為及び事務誤りのない業務）態勢の強化を図ることが肝要である。

この基本とする視点を「社会コンプライアンスを基本とする組合運営」とし、その遂行に向けて監査室による内部監査を継続強化する。

監査の指針は、理事会、監事会並びにコンプライアンス改善委員会で確認の「令和３年度内部監査方針」をその根拠とする。

重要とする点は、監査指摘後の改善（完了に向けた計画等を含む）とその迅速な履行であり、併せて当該行為を確認することである。このため内部監査の実効性を上げ、農業者・組合員の信頼を担保する組合運営を実施することに向け、監査室による当該改善事項等の積極的対処を図る。

事務執行態勢について、特に収入保険は多くの個人情報（税務・収入等情報）を管理保有するため、収入保険部はその取扱いに向け、ガバナンスの効いた適切な指示命令を発出、4 地域センターを統括的に指揮する。

その他、組合が基本とする事務執行体制（態勢）の整備・強化に向け予定する会議等は次のとおり。

① 事業計画の設定及び業務の執行、財務の確認、その他主要事項を審議するため、本理事会を年 4 回以上開催、かつ特定課題に対処する各委員会を適宜開催し、本理事会での円滑な意見等の集約を図ることとする。

ⅰ　新たに役員で構成する委員会の設置

（ア） 役員・組織体制の見直し

（イ） 余裕金運用管理

（ウ） 加入推進体制に関する事項

（エ） 業務の合理化・効率化対策等

（オ） 事務所建設に関する事項

ⅱ　コンプライアンスに関する委員会

（ア）法令遵守体制等に関する事項

（イ）公益通報に関する事項

ⅲ　教育研修基金運用に関する委員会

（ア）役職員の研修に関する事項

（イ）職員教育に係る事項

② 監事は毎回の理事会に出席、事業計画の進捗及び組合運営の状況を監察するとともに、監査に向けその監査方針及び監査計画等に関する協議（監事会に開催）を行い、組合内部監査、行政庁等検査の実績、農林水産省指示の要監査項目及び既監事監査の改善状況を含め、当組合に係る監査対象事項を整理する。

年２回の定例監査では効率的な調査・監査を実施する。また、定例監査の他、適宜臨時監査を実施する。

地域センター単位（4 地域センター5 拠点（家畜診療所含む））の定例中間監査及び決算監査には十分な時間的余裕を担保し、組合員の負託（疑念・疑義を払拭する。）に応える監査・実査とする。なお、組織内の内部監査部署である監査室の業務内容については、令和 3 年度内部監査方針の策定、見直し並びに内部監査結果の報告を得て定例監査の効率化を図る。

イ　役職員研修等の体制及び計画

(1) 農林水産省主催研修への派遣

①法令等研修会　4日間

課長・課長補佐クラス　1名

農業保険制度の業務を適正に実施していく上で、遵守しなければならない関係法令、規程等の基本的ルール及び法令等遵守態勢やリスク管理態勢を構築する上で留意すべき事項等を習得する。

②農作物共済研修会　4日間

農作物共済担当者　1名

当該共済事業に関する専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、本研修を受講後、管内職員等に対して指導・周知する。

③家畜共済研修会　4日間

家畜共済担当者　1名

当該共済事業に関する専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、本研修を受講後、管内職員等に対して指導・周知する。

④果樹共済研修会　4日間

果樹共済担当者　1名

当該共済事業に関する専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、本研修を受講後、管内職員等に対して指導・周知する。

⑤畑作物共済研修会　4日間

畑作物共済担当者　1名

当該共済事業に関する専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、本研修を受講後、管内職員等に対して指導・周知する。

⑥園芸施設共済研修会　4日間

園芸施設共済担当者　1名

当該共済事業に関する専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、本研修を受講後、管内職員等に対して指導・周知する。

⑦経理研修会　3日間

経理担当者　1名

会計基準や経理規則等について、農業共済団体に適用される経理処理の基本的ルールの習得を図る。

⑧農業保険外交員研修会　３日間
収入保険担当者　２名
農業者のニーズに応じた保険商品の提案を的確に行うことができる農業保険勧誘のプロを育成し、農業保険の加入拡大につなげる。

⑨農業経営収入保険事業研修会　２日間
収入保険担当者　２名
収入保険に関する専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、本研修を受講後、管内職員等に対して指導・周知する。

(2) NOSAI 協会主催研修への派遣

①NOSAI 理事研修会　３日間
理事　１名
組織の最高責任者としての責務を自覚するとともに、組織内でのコンプライアンスの徹底、不祥事の未然防止、適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図る。

②上級管理職研修会　３日間
参事・部長クラス　１名
上級管理職としての自らの役割を理解し、事業戦略、組織運営の基礎を学び、戦略立案や組織設計、組織変革の実践方法を習得する。また不祥事の未然防止のために、コンプライアンスの徹底を図る。

③初級管理職研修会　４日間
課長クラス　１名
管理職としての役割、組織運営に必要な知識とマインド、組織マネジメントにおいて必要なスキル、リーダーシップ、人材マネジメントのエッセンスを学ぶ。また、自組織の経営に対する中期的視点を持った事業計画の立案及び財務状況の検証等の実践方法を習得する。

④管理職養成研修会　10 日間
課長補佐・係長クラス　１名
次期幹部候補として、職場リーダーの役割を理解し、マネジメントの基礎、普及推進に関する部下指導等を学ぶ。また、農業共済組合の収入構造及び財務状況の分析に関する知識及び検討能力を習得する

⑤中間指導職養成研修会　５日間
共済歴３年～５年程度　１名
中間指導職養成を目的とし、農業情勢や農業共済制度、保険理論、農業共済組合の収入構造と財務諸表の見方の基礎知識の習得を図る。

⑥普及推進研修会（初級）　５日間
共済歴５年～10 年程度　１名
普及推進、コンサルティング推進活動の基礎知識を学ぶ。

⑦普及推進研修会（中級）　５日間

共済歴 10 年～15 年程度　１名

普及推進、リーダーシップ、価値観の多様化に対応して発想力を高めクレーム対応技法と実践を学ぶ。農業共済組合の収入構造及び財務状況の分析に関する知識と加入推進体制の検証の実践方法を習得する。

⑧建物共済専門講習会　５日間

建物共済担当者　１名

共済の制度の仕組みと実務に関する理論的知識等の習得を図る。

⑨建物損害評価技術研修会　５日間

建物共済担当者　１名

建物共済に係る損害評価者を養成するため、建物の施工・材料並びに「建物共済損害評価要領」に基づく部分別評価・工種別積算評価、自然災害の評価技術等に係る知識の涵養を図る。

⑩農機具共済専門講習会　４日間

建物共済担当者　１名

農機具共済担当者に対する研修会等の指導者養成に資するため、農機具共済の仕組みと実務に関する知識の習得を図る。

⑪システム運用管理者養成研修会（web 技術・実践コース）　３日間

システム担当者　１名

将来の Web 型の農業保険システムの稼働、また Access のサポート終了を受けての各県オプションシステム及び EUC の円滑な移行（Web 化対応）や効率的な運用・保守を行うために必要な知識等を習得する。

⑫家畜診療等技術地区別発表会及び研修会　２日間

家畜共済担当者　２名

家畜共済事業の健全な発展のため、家畜診療技術の向上と損害防止の推進を図る。

⑬家畜診療等技術全国研究集会　２日間

家畜共済担当者　１名

産業家畜に関する各種疾病の予防、診断、治療等の技術について、全国的な規模での発表討論を行い、それら諸技術の速やかな普及、向上を図る。

⑭広報技術研修会　５日間

広報担当者　１名

広報担当者として必要な知識と技術を習得し、組合広報紙及び農業共済新聞地方版の内容充実、発行促進を図る。

(3) 組合主催研修

①初任者研修会

組織の将来を担う職員の養成を図るため、ビジネスマナーを身につけ、農業保険の仕組みを習得するとともに、監督指針等について周知を図る。

②監事研修会

ガバナンス強化のために、監事としての役割を再確認し、監査における具体的な要領等を身につけることで、監事監査機能の強化を図る。

③役員研修会

適正な組織運営のために、役員に求められる役割を再確認し、コンプライアンスおよびリスクマネジメントに対する意識の醸成を図る。

④情報セキュリティ研修会

組織の情報資産と信頼性を守るために、情報セキュリティの考え方と重要性に関する周知を図る。

⑤情報セキュリティ研修会（管理職向け）

情報セキュリティを推進する上で管理職が求められる役割を再確認し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。

⑥組織内体制づくり研修会

若手職員の人材確保と定着化のため、主体的な行動力や問題解決能力を習得し、組織の中核を担う職員の意識と能力の向上を図る。

⑦人事考課研修会

職員のモチベーション向上と組織活性化のため、人事考課の意義と重要性を理解し、人事考課の役割を認識する。

⑧広報研修会

広報活動を通じて外部との信頼性を構築するため、広報の意義を理解し、最新技術の活用や戦略的な手法についての知識を習得する。

⑨ＢＣＰ研修会

災害時等の緊急時にも組織としての責務を果たすため、損害を最小限にとどめ、事業を継続するための具体的な手法を習得する。

８　予算統制の方策

令和３年度業務予算収入の見通しは、国の事務費国庫負担金配分根拠及び事業規模点数の見直し並びに収入保険事業目標（全国１０万経営体）の未達成による収入保険事務費の減少等依然厳しい環境にある。

組合は、その編成段階から旧組合からの予算を引き継いでいるが、人件費を除く全ての経費について、シーリングと徹底した費用対効果を検証、全地域センター・業務管理センター・家畜診療センターを対象に予算管理を行う。

収入確保には、根幹の国庫事務費負担金（収入保険受託収入を含む。）、利息収入に加え事業計画を必達することによる事務費賦課金収入を確実にする。

収入ウェイトの比較的多い、収入保険事業の受託収入は、変更された新たな配分根拠により全国目標 10 万戸引受に応答する当県計画 1,850 件契約の確実収入を目指す。

なお、支出は完全予算主義とし、超過並びに安易な補正は行わない。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新たな推進方策を模索し、農業者を集めての会議形式の推進、基礎組織、損害評価に係る種々な会議及び職員対象とした会議、研修会をテレビ会議方式とするなど、業務及び事業に関する諸会議等費用の削減を図る。

余裕金運用管理では低金利の中の運用協議だけでなく、適切な資金計画（短期間の借入金等）についても助言を行う。

業務収支予算の執行状況は、毎月の予算統制の報告（経理規則 79 条に関する件）を活用し、執行の比較差異の検証等を行う。加えて理事会に上記の余裕金運用状況と直近の業務収支を報告する。

事務費国庫補助金並びに事務費賦課金、利息収入と３本の主要収入の減額要素は当分予想される環境である。

このため執行には、資金繰りカレンダーの作成、不要不急予算執行の凍結、入札及び適正な見積りの確認等の実施により、支出費用縮減を目指す。